

ステンレスクラッド鋼板の寸法許容差に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

ステンレスクラッド鋼板の寸法許容差に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編 3 章には、JIS G 3601「ステンレスクラッド鋼」を参考に、ステンレスクラッド鋼板に関する要件を規定している。このうち、当該鋼板の寸法許容差については、具体的な要件を定めていない。

しかしながら、製品について一定の品質を担保する上では、当該要件について統一的な取り扱いが必要であると考えられることから、許容値については当該 JIS 規格等を参考に、厚さの測定箇所については船体用圧延鋼材の取り扱い等を参考に、寸法許容差に関する要件を明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

ステンレスクラッド鋼板の寸法許容差について規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 K 編 K3.9.9, 図 K3.9.9-1.